

運輸防災安全マネジメント安全方針 2024 年度

輸送の安全に関する目標と重点施策

1. 加害事故・死亡事故ゼロ(令和5年度は0件)

事故ゼロを最大の使命とし安全輸送に努めます。

2. 交差点事故ゼロ(令和5年度は0件)

安全確認を徹底し、歩行者、自転車を守る運転を行います。

3. 追突事故ゼロ(令和5年度は0件)

安全な車間距離を保ち、急ブレーキ等による車内事故からもお客様を守ります。

4. 運行管理者の教育

常に安全に対する意識を高め、事故防止の努力に努めます。

5. 乗務員の教育

安全勉強会を開催し、乗務員の安全意識の向上、個人に合った教育を行います。

6. 事故統計

令和3年度0件、令和4年度0件、令和5年度1件

輸送の安全に関する教育及び研修の計画

1. 管理職教育及び研修

取締役・運行部長・乗務員リーダーを中心とし、輸送の安全を確保するための教育を行います。

2. ドライバー教育及び研修

管理職が中心となり、輸送の安全を確保するための教育を行います。

初任運転者・事故惹起運転者の添乗教育を行います。

3. 運行管理者、整備管理者の教育及び研修

各公的機関の講習会で計画的に研修を受講します。

4. 安全統括管理者は「輸送の安全に関する教育及び研修」が必要と認めた場合は、

各部署に命令し、時期、範囲、内容を決定して教育及び研修を実施させます。

5. 初任運転者教育及び研修

弊社マニュアルにそって必要な教育及び研修を実施します

輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

1. 内部監査は、各事業所を少なくとも年1回実施します。
2. 安全統括管理者は、重大事故(自動車事故報告規則に規定される事故)、重大な災害(労災事故を含む)、
重大な違反道路交通法で公安委員会から通告された案件、労働基準監督署の監査により重大と指摘された場合は、ただちに内部監査を実施します。
3. 是正措置及び予防措置は、監査の結果に基づき改善すべき事項が認められた場合、安全統括管理者が経営トップに報告し、実施します。

防災時における安全方針及び基本方針

1. 自然災害等による被害発生時には、安全を最優先とし、従業員の安全確保と事業資産の保護を図り、事業の早期復旧とサプライチェーンの影響の最小化に取り組み、顧客及び関係企業との連携強化と信頼確保に努め、緊急救援物資輸送、緊急被災者輸送等社会的使命を果たすことを基本方針とします
2. 安全統括管理者は、社員とその家族などの安全確保、車両の安全確保を第一とします。
3. 国、地方などの機関と連携して、共同対処により実効性を確保します。
4. 社員は自然災害時等にはあわてず、自ら考えて、最も安全と認められる方法、行動をとって頂きます。

輸送安全マネジメント組織図

